

○国土交通省令第 号

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の十三第三項、第四項及び第八項、第三百三十二条の十六第三項、第三百三十二条の十八第二項、第三百三十二条の十九第一項、第三百三十二条の二十、第三百三十二条の二十一、第三百三十二条の二十三、第三百三十二条の四十三第一項、第三百三十二条の四十六第一項本文、同項第一号イからハまで、第三項及び第五項、第三百三十二条の四十八第三項及び第四項並びに第三百三十二条の五十（これらの規定を同法第三百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条の五十一第三項、第三百三十二条の五十三第一号イからハまで及び第二号、第三百三十二条の五十五、第三百三十二条の八十五第一項、第二項、第三項及び第四項第一号、第三百三十二条の八十六第三項、第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百三十二条の八十八第一項本文及びただし書、第三百三十二条の八十九第二項、第三百三十二条の九十第二項、第三百三十二条の九十一、第三百三十七條第一項及び第二項、第三百三十七條の二並びに第三百三十七條の四、運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第一項第二号及び第二項第二号並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六條の規定に基づき、航空法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

航空法施行規則等の一部を改正する省令

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(航空法施行規則の一部改正)

第一条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (略)</p> <p>第十章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録 (第二百三十六条―第二百三十六条の十一)</p> <p>第二節 無人航空機の安全性 (第二百三十六条の十二―第二百三十六条の三十七)</p> <p>第三節 無人航空機操縦者技能証明 (第二百三十六条の三十八―第二百三十六条の六十九)</p> <p>第四節 無人航空機の飛行 (第二百三十六条の七十―第二百三十六条の八十九)</p> <p>第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(整備手順書)</p> <p>第五条の五 整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。</p> <p>一 航空機の構造並びに装備品等 (法第十条第五項第五号に規定する装備品等をいう。第十章を除き、以下同じ。) 及び系統に関する説明</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(航空機の整備及び改造)</p> <p>第五条の六 航空機の整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。</p> <p>(表 略)</p> <p>(航空機の設計の変更)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (略)</p> <p>第十章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録 (第二百三十六条―第二百三十六条の十一)</p> <p>第二節 無人航空機の飛行 (第二百三十六条の十二―第二百三十六条の二十三)</p> <p>第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(整備手順書)</p> <p>第五条の五 整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。</p> <p>一 航空機の構造並びに装備品等及び系統に関する説明</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(整備及び改造)</p> <p>第五条の六 整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。</p> <p>(表 略)</p> <p>(設計の変更)</p>

第六条 航空機の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

(表 略)

(耐空検査員)

第十六条の四 法第十条の二第一項の資格及び経験は、次のとおりとする。

一 資格

イ (略)

ロ 一等航空整備士若しくは二等航空整備士の資格についての技能証明(法第二十二條に規定する航空従事者技能証明をいう。第十章を除き、以下同じ。) (動力滑空機についての限定をされているものに限る。) 若しくは航空工場整備士の資格についての技能証明(機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係及びプロペラ関係についての限定をされているものに限る。)を有しているか、又はこれと同等以上と認められる技能を有していること。

二 (略)

第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 技能証明書(法第二十三條に規定する航空従事者技能証明書をいう。第十章を除き、以下同じ。)の種別及び番号

2・3 (略)

(航空身体検査証明の申請)

第六十一条 (略)

2 前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除

第六条 設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

(表 略)

(耐空検査員)

第十六条の四 法第十条の二第一項の資格及び経験は、次のとおりとする。

一 資格

イ (略)

ロ 一等航空整備士若しくは二等航空整備士の資格についての技能証明(動力滑空機についての限定をされているものに限る。) 若しくは航空工場整備士の資格についての技能証明(機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係及びプロペラ関係についての限定をされているものに限る。)を有しているか、又はこれと同等以上と認められる技能を有していること。

二 (略)

第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 技能証明書の種別及び番号

2・3 (略)

(航空身体検査証明の申請)

第六十一条 (略)

2 前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除

き、前回の航空身体検査証明に係る検査（第十章を除き、以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（空港等の機能の確保に関する基準）

第九十二条 法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 空港にあつては、法第三百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により無人航空機の飛行が禁止されている旨の周知、同項の規定に違反して飛行する無人航空機の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の空港及びその周辺における無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講ずること。

七～七七 （略）

第十章 （略）

（法第三百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）

第二百三十六条 法第三百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合とする。

一・二 （略）

2～4 （略）

（登録の要件）

第二百三十六条の二 法第三百三十二条の三の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する無人航空機であることとする。

一～三 （略）

2・3 （略）

き、前回の航空身体検査証明に係る検査（以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（空港等の機能の確保に関する基準）

第九十二条 法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 空港にあつては、法第三百三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により無人航空機の飛行が禁止されている旨の周知、同項の規定に違反して飛行する無人航空機の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の空港及びその周辺における無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講ずること。

七～七七 （略）

第十章 （略）

（法第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合）

第二百三十六条 法第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合とする。

一・二 （略）

2～4 （略）

（登録の要件）

第二百三十六条の二 法第三百三十一条の五の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する無人航空機であることとする。

一～三 （略）

2・3 （略）

(登録の申請)

第二百三十六条の三 法第百三十二条の四第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 法第百三十二条の四第一項の規定による登録記号(以下「登録記号」という。)を識別するための信号を電波を利用して送信することにより、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者による登録無人航空機の識別を当該登録無人航空機の飛行中常時可能とする機能(国土交通大臣が定める技術的基準を満たすものに限る。)(以下「リモートID機能」という。)の有無(当該登録無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む。)

十四 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第百三十二条の四第一項の登録の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合

二 法第百三十二条の四第一項の登録の申請を行う者(法人に限る。)

()が国土交通大臣に対し、識別番号及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに当該電子計算機において設定した生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。)を使用する方法により当該申請を行う場合

(登録の申請)

第二百三十六条の三 法第百三十一条の六第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 法第百三十一条の六第一項の規定による登録記号(以下「登録記号」という。)を識別するための信号を電波を利用して送信することにより、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者による登録無人航空機の識別を当該登録無人航空機の飛行中常時可能とする機能(国土交通大臣が定める技術的基準を満たすものに限る。)(以下「リモートID機能」という。)の有無(当該登録無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む。)

十四 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第百三十一条の六第一項の登録の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合

二 法第百三十一条の六第一項の登録の申請を行う者(法人に限る。)

()が国土交通大臣に対し、識別番号及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに当該電子計算機において設定した生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。)を使用する方法により当該申請を行う場合

三 その他国土交通大臣が定めるところにより、法第百三十二条の四 第一項の登録の申請を行う者が電磁的方法により本人であることの確認を受ける場合

4 (略)

(削る)

(無人航空機登録原簿の記載事項)

第百三十六條の四 法第百三十二条の四 第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、前条第一項第九号から第十三号までに掲げる事項とする。

(通知の方法)

第百三十六條の五 法第百三十二条の四 第三項(法第百三十二条の六 第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、書面又は電磁的方法とする。

(登録の更新の申請)

第百三十六條の七 法第百三十二条の六 第一項の規定による登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

2 第百三十六條の三 第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第三項中「法第百三十二条の四 第一項の登録の申請」とあるのは、「法第百三十二条の六 第一項の登録の更新の申請」と読み替えるものとする。

(登録の有効期間)

第百三十六條の八 法第百三十二条の六 第一項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

三 その他国土交通大臣が定めるところにより、法第百三十一条の六 第一項の登録の申請を行う者が電磁的方法により本人であることの確認を受ける場合

4 (略)

5

前項の書類の添付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(無人航空機登録原簿の記載事項)

第百三十六條の四 法第百三十一条の六 第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、前条第一項第九号から第十三号までに掲げる事項とする。

(通知の方法)

第百三十六條の五 法第百三十一条の六 第三項(法第百三十一条の八 第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、書面又は電磁的方法とする。

(登録の更新の申請)

第百三十六條の七 法第百三十一条の八 第一項の規定による登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

2 第百三十六條の三 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第三項中「法第百三十一条の六 第一項の登録の申請」とあるのは、「法第百三十一条の八 第一項の登録の更新の申請」と読み替えるものとする。

(登録の有効期間)

第百三十六條の八 法第百三十一条の八 第一項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

2 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者が、天災その他やむを得ない事由により、法第百三十二条の六第一項の登録の更新を受けることができないと認めるときは、当該登録無人航空機の登録の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

(無人航空機の登録の有効期間の起算日)

2 国土交通大臣は、登録無人航空機の登録の有効期間の起算日は、国土交通大臣が当該登録に係る法第百三十二条の四第三項(法第百三十二条の六第二項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。
()の通知をした日とする。ただし、無人航空機の登録の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに法第百三十二条の四第三項の通知をする場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。

(登録事項の変更の届出)

2 前項の規定による変更の届出が所有者の氏名、名称又は住所に係るものであるときは、第百三十六条の三第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「法第百三十二条の四第一項の登録の申請を行う者」とあるのは「法第百三十二条の八第一項の登録事項の変更の届出を行う者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

一〇七 (略)

3 第百三十六条の三第四項の規定は、第一項の登録事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者が、天災その他やむを得ない事由により、法第百三十一条の八第一項の登録の更新を受けることができないと認めるときは、当該登録無人航空機の登録の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

(無人航空機の登録の有効期間の起算日)

2 国土交通大臣は、登録無人航空機の登録の有効期間の起算日は、国土交通大臣が当該登録に係る法第百三十一条の六第三項(法第百三十一条の八第二項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。
()の通知をした日とする。ただし、無人航空機の登録の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに法第百三十一条の六第三項の通知をする場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。

(登録事項の変更の届出)

2 前項の規定による変更の届出が所有者の氏名、名称又は住所に係るものであるときは、第百三十一条の三第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「法第百三十一条の六第一項の登録の申請を行う者」とあるのは「法第百三十一条の十第一項の登録事項の変更の届出を行う者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

一〇七 (略)

3 第百三十六条の三第四項及び第五項の規定は、第一項の登録事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

(登録の抹消の申請)

第二百三十六条の十一 法第百三十二条の十一第一項の規定により登録の抹消の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一六 (略)

2 第二百三十六条の三第四項の規定は、前項の登録の抹消について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第二節 無人航空機の安全性

(機体認証)

第二百三十六条の十二 法第百三十二条の十三第一項の機体認証を申請しようとする者は、機体認証申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。ただし、申請の際現に航空の用に供した無人航空機に係る当該書類の提出時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする。

区分		添付書類	提出の時期
一	設計計画書	設計の初期	
二	設計書		
三	設計図面		
四	部品表		
五	製造計画書	製造着手前	
六	無人航空機飛行規		

(登録の抹消の申請)

第二百三十六条の十一 法第百三十一条の十三第一項の規定により登録の抹消の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一六 (略)

2 第二百三十六条の三第四項及び第五項の規定は、前項の登録の抹消について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

二	一
<p>法第百三十二条の十 三第一項の機体認証 を受けたことのある 無人航空機及び法第 百三十二条の十六第 一項の型式認証を受 けた型式の無人航空 機（三に掲げる無人</p>	<p>法第百三十二条の十 六第一項の型式認証 を受けていない型式 の無人航空機</p>
<p>一 無人航空機飛行規 程 二 航空の用に供した 無人航空機について は、整備又は改造に 関する技術的記録及 び総飛行時間を記載 した書類 三 無人航空機の重量 及び重心位置の算出 に必要な事項を記載 した書類 四 無人航空機の製造</p>	<p>七 無人航空機整備手 順書 八 航空の用に供した 無人航空機について は、整備又は改造に 関する技術的記録及 び総飛行時間を記載 した書類 九 無人航空機の重量 及び重心位置の算出 に必要な事項を記載 した書類 十 前各号に掲げるも ののほか、参考事項 を記載した書類</p>
<p>機体認証申請 時</p>	<p>現状について の検査実施前</p>

<p>三</p> <p>法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の無人航空機（航空の用に供した無人航空機を除く。）</p>	<p>航空機を除く。）</p>
<p>一 法第百三十二条の十九第一項の規定による表示を写した写真</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類</p>	<p>者等において整備を行った場合は、その確認をした旨を証する書類</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類</p>
<p>機体認証申請時</p>	

3 無人航空機飛行規程は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 無人航空機の概要

二 無人航空機の限界事項

三 非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置

四 通常の場合における各種機能の操作方法

五 無人航空機の性能

六 その他必要な事項

4 無人航空機整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 無人航空機の構造並びに装備品、部品及び落下傘等（以下この節において「装備品等」という。）並びに系統に関する説明

二 無人航空機の整備の方法、無人航空機に発生した不具合の是正の方法その他の無人航空機の整備に関する事項

三 その他必要な事項

第二百三十六條の十三 法第三百二十二條の十三第三項の指定は、同條第二項の認証の区分及び無人航空機の種類を明らかにしてするものとする。
(新設)

2 法第三百二十二條の十三第三項に規定する無人航空機の使用の条件は、前條第三項第二号の無人航空機の限界事項とする。

第二百三十六條の十四 法第三百二十二條の十三第三項の指定は、前條に規定する事項を記載した書類（以下「使用条件等指定書」という。）を申請者に交付することによつて行う。
(新設)

2 前項に規定する使用条件等指定書の様式は、第二十九号の五様式のとおりとする。

第二百三十六條の十五 法第三百二十二條の十三第四項の安全基準は、次のとおりとする。
(新設)

一 無人航空機の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によつて証明されたものであること。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならぬ。

二 無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に及ぼす影響の程度に応じ、それらの安全が損なわれないように考慮された設計であること。

三 操縦に特別な技術又は過度の注意力を要することなく、安全に離陸、飛行及び着陸できるものであること。

四 無人航空機の構造は、十分な強度を有し、地上及び水上の人及び物件に与える損害を最小限度にとどめる形状であること。

五 予想される運用を安全に行うために必要な装備品等を装備し、また、当該装備品等は有効かつ確実にその機能を發揮することができ
るものであること。

六 予想される運用を安全に行うために必要な機器がある場合には、

当該機器は有効かつ確実にその機能を発揮することができるものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、無人航空機の安全性を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

第二百三十六条の十六 法第百三十二条の十三第七項の機体認証書の様式は、第二十九号の六様式のとおりとする。

(表示)

第二百三十六条の十七 法第百三十二条の十三第八項本文の国土交通省令で定める表示は、無人航空機の機体認証書番号とする。ただし、同条第二項第一号の第一種機体認証に係る機体認証書番号を表示する場合には、同項第二号の第二種機体認証に係る機体認証書番号を表示しないことができる。

2 前項の表示は、機体認証を受けた無人航空機に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

3 法第百三十二条の十三第八項ただし書の無人航空機が機体認証を受けたことを識別するための措置は、当該無人航空機にリモートID機能を備えることその他の措置とする。

(機体認証の有効期間)

第二百三十六条の十八 法第百三十二条の十三第十項の機体認証の有効期間は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 第一種機体認証 一年
- 二 第二種機体認証 三年

(機体認証の有効期間の起算日)

第二百三十六条の十九 機体認証の有効期間の起算日は、当該機体認証に係る機体認証書を交付する日とする。ただし、機体認証の有効期間

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに機
体認証書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。

(使用者の整備の義務)

第二百三十六条の二十 法第三百三十二条の十四第二項の規定により無人
航空機を安全基準に適合するように維持しなければならない者は、次
に掲げる措置を講ずることとする。

- 一 機体及び装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料
に準拠して適切な整備を実施すること。
- 二 無人航空機に発生した不具合を適切に是正すること。
- 三 整備作業の結果を適確に記録し、保存すること。
- 四 その他無人航空機を安全基準に適合するように維持するため必要
な整備をすること。

(機体認証の効力の停止等の通知)

第二百三十六条の二十一 国土交通大臣は、法第三百三十二条の十五第二
項の規定により無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間
を短縮し、又は法第三百三十二条の十三第三項の規定により指定した使
用の条件を変更したときは、その旨を当該無人航空機の使用者に通知
するものとする。

(型式認証)

第二百三十六条の二十二 法第三百三十二条の十六第一項の型式認証を申
請しようとする者は、型式認証申請書を国土交通大臣に提出しなけれ
ばならない。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。
ただし、申請の際現に製造されている無人航空機に係る当該書類の提
出の時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする
。

(新設)

(新設)

(新設)

- 「製造等業務」という。)に必要な設備
- ロ 製造等業務に必要な面積及び照明設備その他の設備を有する作業場
 - ハ 製造等業務に必要な材料、部品、装備品等を適切に保管するための施設
 - ニ 製造等業務を分担する場合において、業務を実施する組織が製造等業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。
 - 三 前号の各組織ごとに製造等業務を適確に実施することができる能力を有する人員が適切に配置されていること。
 - 四 作業の実施方法(次号の品質管理制度に係るものを除く。)が製造等業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 五 次の制度を含む品質管理制度が製造等業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - イ 第一号の施設の維持管理に関する制度
 - ロ 第三号の人員の教育及び訓練に関する制度
 - ハ 前号の作業の実施方法の改訂に関する制度
 - ニ 技術資料の入手、管理及び運用に関する制度
 - ホ 材料、部品、装備品等の管理に関する制度
 - ヘ 材料、部品、装備品等の領収検査並びに無人航空機又は装備品等の受領検査、中間検査及び完成検査に関する制度
 - ト 工程管理に関する制度
 - チ 業務を委託する場合における受託者による当該業務の遂行の管理に関する制度
 - リ 業務の記録の管理に関する制度
 - ヌ 業務の実施組織から独立した組織が行う監査に関する制度

第二百三十六条の二十五 法第百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた無人航空機は、同項第二号の第二種型式認証を受けたものとみなす。

(新設)

第二百三十六条の二十六 法第百三十二条の十六第四項の型式認証書の様式は、第二十九号の七様式のとおりとする。
(新設)

(型式認証の有効期間)
第二百三十六条の二十七 法第百三十二条の十六第六項の型式認証の有効期間は、三年とする。
(新設)

(型式認証の有効期間の起算日)
第二百三十六条の二十八 型式認証の有効期間の起算日は、当該型式認証に係る型式認証書を交付する日とする。ただし、当該型式について型式認証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに型式認証書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。
(新設)

(型式認証の変更)
第二百三十六条の二十九 法第百三十二条の十七第一項の承認を受けようとする者は、型式設計・製造過程変更申請書に当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。
2 第二百三十六条の二十二第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。
(新設)

第二百三十六条の三十 第二百三十六条の二十三の規定は、前条の場合に準用する。
(新設)

第二百三十六条の三十一 法第百三十二条の十七第一項の承認は、新たに型式認証書を交付することによって行う。
(新設)

(型式認証書の記載事項の変更)

第二百三十六条の三十二 型式認証又は型式認証の変更の承認を受けた者（以下「型式認証等保有者」という。）は、型式認証書の記載事項

に変更（国土交通大臣が軽微と認めるものに限る。）を生じたため再交付を申請しようとするときは、型式認証書再交付申請書に、書換えの理由を証する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、当該申請が正当であると認めるときは、型式認証書を再交付する。

（検査方法等）

第二百三十六条の三十三 法第百三十二条の十八第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造に係る個別の無人航空機（以下この項において「型式認証等無人航空機」という。）が安全基準に適合することを確認するための検査を行うこと。

二 製造される型式認証等無人航空機が安全基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

三 検査手順書に定める全ての事項を終了し、製造される型式認証等無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合することを確認するまで型式認証等無人航空機を出荷しないこと。

四 型式認証等無人航空機ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録書を作成すること。

イ 検査を行った無人航空機の型式認証書番号、型式及び製造番号

ロ 検査を行った年月日及び場所

ハ 検査を実施した者の氏名

ニ 検査の方法

ホ 検査の結果

五 前号の検査記録書（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、次に掲げる認証の区分に応じ

（新設）

（新設）

、それぞれ次に定める期間保存すること。

イ 第一種型式認証 当該型式認証の有効期間中及び当該有効期間の満了後一年間

ロ 第二種型式認証 当該型式認証の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間

2 前項第四号の検査記録書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録書に代えることができる。

(表示)

第二百三十六条の三十四 法第百三十二条の十九第一項の国土交通省令で定める表示は、次に掲げる事項が記されたものとする。

一 無人航空機の型式認証書番号

二 無人航空機の型式

三 無人航空機の製造番号

2 前項の表示は、法第百三十二条の十八第二項の規定による義務を履行した無人航空機に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

(無人航空機の整備に関する情報)

第二百三十六条の三十五 法第百三十二条の二十の規定による無人航空機の整備をするに当たつて必要となる技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 使用者が容易に入手できる方法により行うこと。

二 第一種型式認証等を受けた無人航空機に係る情報については、使用者が確実に入手できる方法により行うこと。

三 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2 法第百三十二条の二十の国土交通省令で定める技術上の情報は、整

(新設)

(新設)

備の箇所、時期及び実施の方法とする。

(法第百三十二条の二十一の国土交通省令で定める事態の報告等)

第百三十六条の三十六 型式認証等保有者は、型式認証等を受けた型

式の無人航空機について、次条各号に掲げる事態に関する情報を、当該無人航空機の利用者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。

2 型式認証等保有者は、前項の規定により情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、保存しなければならない。

3 型式認証等保有者は、無人航空機について次条各号に掲げる事態の発生を知った時から十日以内においてできる限り速やかに、次に掲げる事項を国土交通大臣に速報しなければならない。

一 氏名又は名称

二 無人航空機の登録記号、型式認証書番号、型式及び製造番号

三 報告に係る事態が発生した日時及び場所

四 報告に係る事態の概要

五 その他参考となる事項

4 型式認証等保有者は、前項の規定により速報した事態の原因が設計又は製造過程にあると認める場合、必要な改善措置について、国土交通大臣に報告するとともに、当該改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証のために必要な事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

第百三十六条の三十七 法第百三十二条の二十一の国土交通省令で定

める事態は、次に掲げる事態（本邦内で発生したもの又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機から飛行させた無人航空機に係るものに限る。）とする。

一 法第百三十二条の九十第一項各号に掲げる事故（設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものに限る。）

(新設)

(新設)

二 法第三百三十二条の九十一に規定する事態（設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通大臣が認める事態

第三節 無人航空機操縦者技能証明

（技能証明の申請）

第二百三十六条の三十八 法第三百三十二条の四十の技能証明（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明をいう。以下この節において同じ。）

（を申請しようとする者（以下この条において「技能証明申請者」という。）は、写真を添付した技能証明申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、第二百三十六条の三第二項第一号イ及び第二号に掲げる書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに、その他の書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日において有効なものに限る。

一 技能証明申請者が次号に掲げる者以外である場合 第二百三十六条の三第二項第一号イ又はロに掲げる書類のいずれか

二 技能証明申請者が本邦内に住居を有しない外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）の場合 第二百三十六条の三第二項第二号に掲げる書類

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 技能証明申請者が国土交通大臣に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合

二 その他国土交通大臣が定めるところにより、技能証明申請者が電

（新設）

（新設）

-
- 4 磁的方法により本人であることの確認を受ける場合
第一項の場合において、代理人により申請書を提出するときは、その権限を証する書類を申請書に添付しなければならない。
 - 5 国土交通大臣は、第二項の規定により提出された書類の内容の確認又は第三項各号の確認をしたときは、その確認をした技能証明申請者ごとに確認番号を定め、これを当該技能証明申請者（第一項の申請を代理人により行う場合にあつては代理人）に通知するものとする。
 - 6 技能証明申請者（第二百三十六条の五十一の規定により学科試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号（以下この条において単に「確認番号」という。）を記載した学科試験申請書を国土交通大臣（指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。
 - 7 技能証明申請者（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除又は第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。）の写し）を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 8 技能証明申請者であつて、身体検査を受けようとするもの（第二百三十六条の四十七第二項又は第三項の規定により書類の確認を受けようとするものを含む。）は、確認番号を記載した身体検査申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 第二百三十六条の四十七第二項の規定により身体検査の書類の確認を受けようとする者にあつては、医師により身体検査の申請前六
-

月以内に受けた検査の結果を記載した第二十九号の八様式による無人航空機操縦者身体検査証明書

二 第二百三十六条の四十七第三項の規定により身体検査の書類の確認を受けようとする者にあつては、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの

9 技能証明申請者であつて、第二百三十六条の五十第一項の規定により試験合格証明書の交付を申請しようとするものは、試験合格証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書の写し

二 第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書の写し（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し）

三 第二百三十六条の五十第四項の実地試験合格証明書の写し（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては、登録講習機関の発行した修了証明書の写し、第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し）

10 技能証明申請者であつて、法第百三十二条の四十七第一項の試験に合格したものは、当該申請に係る学科試験の合格証明書について第二百三十六条の五十第三項の交付があつた日（第二百三十六条の五十一の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、当該試験の開始期日前に学科試験に合格した日）から二年以内に確認番号を記載した技能証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 第二百三十六条の五十第一項の試験合格証明書

二 無人航空機操縦者にあつては、技能証明書の写し

（技能証明書の様式）

第二百三十六條の三十九 技能証明書の様式は、第二十九号の九様式のとおりとする。
(新設)

(技能証明の限定)

第二百三十六條の四十 法第百三十二條の四十三第一項の無人航空機の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機（ヘリコプター）
 - 二 回転翼航空機（ヘリコプター）
 - 三 最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機（マルチローター）
 - 四 回転翼航空機（マルチローター）
 - 五 最大離陸重量二十五キログラム未満の飛行機
 - 六 飛行機
- 2 法第百三十二條の四十三第一項の無人航空機の飛行の方法は、前項に規定する無人航空機の種類ごとに次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 法第百三十二條の八十六第二項第一号に掲げの方法
 - 二 法第百三十二條の八十六第二項第二号に掲げの方法
 - 3 法第百三十二條の四十三第一項の無人航空機の種類についての限定及び飛行の方法についての限定は、実地試験に使用される無人航空機及び当該実地試験における飛行の方法により行う。

(身体検査の有効期間)

第二百三十六條の四十一 法第百三十二條の四十六第一項本文の国土交通省令で定める期間は、一年（第二百三十六條の四十七第三項の規定による場合にあつては、一年又は確認を受けた第二百三十六條の三十八第八項第二号に掲げる書類の有効期間のいずれか短い期間）とする。

(新設)

(技能証明の拒否又は保留の基準)

(新設)

第二百三十六條の四十二 法第三百三十二條の四十六第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する者については、次に掲げる基準に従い、技能証明を行わず、又は六月以内において期間を定めて技能証明を保留することができる。

(新設)

一 法第三百三十二條の四十六第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する場合(次号の場合を除く。)には、技能証明を行わないものとする。

二 六月以内に法第三百三十二條の四十六第一項第一号及び第二号のいずれにも該当しないこととなる見込みがある場合には、技能証明を保留するものとする。

2 法第三百三十二條の四十六第一項第三号に該当する者については、次に掲げる基準に従い、技能証明を行わず、又は六月以内において期間を定めて技能証明を保留することができる。

一 法第三百三十二條の四十六第一項第三号に該当することを理由として同項ただし書の規定により技能証明を保留された者が重ねて同号に該当した場合には、同条第五項の規定による命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、技能証明を行わないものとする。

二 法第三百三十二條の四十六第一項第三号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)には、技能証明を保留するものとする。

3 法第三百三十二條の四十六第一項第四号又は第五号のいずれかに該当する者については、国土交通大臣が定める基準に従つて、技能証明を行わず、又は六月以内において期間を定めて技能証明を保留することができる。

(技能証明の拒否又は保留の事由となる病氣等)

第二百三十六條の四十三 法第三百三十二條の四十六第一項第一号イの国

(新設)

土交通省令で定める精神病は、統合失調症(無人航空機の安全な操縦に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。以下同じ。)とする

2 法第百三十二条の四十六第一項第一号口の国土交通省令で定める病
気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても
意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に
限り再発するものを除く。）

二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす
病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるもの
を除く。）

3 法第百三十二条の四十六第一項第一号ハの国土交通省令で定める病
気は、次に掲げるとおりとする。

一 そう鬱病（そう病及び鬱病を含み、無人航空機の安全な操縦に必
要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くことと
なるおそれがある症状を呈しないものを除く。）

二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規
定する認知症（以下単に「認知症」という。）

四 前三号に掲げるもののほか、無人航空機の安全な操縦に必要な認
知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるお
それがある症状を呈する病気

（技能証明を与えた後における技能証明の取消し又は停止の基準）

第二百三十六条の四十四 国土交通大臣は、技能証明を与えた後におい

て、当該技能証明を受けた者が当該技能証明を受ける前に法第百三十
二条の四十六第一項第四号又は第五号に該当していたことが判明した
ときは、次に掲げる基準に従い、その者の技能証明を取り消し、又は
六月以内において期間を定めて技能証明の効力を停止することができる。

一 技能証明を受けた者が第二百三十六条の四十二第三項の基準にお

（新設）

いて技能証明を行わないこととされている者であつたときは、その者の技能証明を取り消すものとする。

二 技能証明を受けた者が第二百三十六条の四十二第三項の国土交通大臣が定める基準において技能証明を保留することができることとされている者又は技能証明を保留することとされている者であつたときは、それぞれその者の技能証明の効力を停止することができ、又は停止するものとする。

(技能証明の保留に係る身体検査の受検等命令)

第二百三十六条の四十五 法第百三十二条の四十六第五項の身体検査は、同条第一項第一号又は第二号に掲げる技能証明の保留の要件に関し専門的な知識を有すると国土交通大臣が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第百三十二条の四十六第五項の国土交通省令で定める要件は、技能証明を保留された者のその理由とされる事由に関し専門的な知識を有する医師（認知症である者に該当して技能証明を保留された者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師）が作成した診断書であつて、法第百三十二条の四十六第一項第一号及び第二号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（認知症である者に該当して技能証明を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

(試験の期日等の公表)

第二百三十六条の四十六 法第百三十二条の四十七第一項の試験（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。以下この節において「試験」という。）の期日及び場所並びに試験申請書の提出期限その他必要な事項は、国土交通大臣（指定試験機関の行う試験にあつては、指定試験機関。次条第二項から第四項まで及び第二百三十

(新設)

(新設)

六条の五十において同じ。)がインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(身体検査)

第二百三十六条の四十七 身体検査は、別表第六の検査項目の欄に掲げる項目について行う。

2 国土交通大臣は、身体検査を申請した者が、第二百三十六条の三八第八項第一号に掲げる書類を提出した場合にあつては、当該書類の内容が別表第六に定める身体検査基準に該当することの書類の確認をもつて、その者に対する身体検査とすることができ。

3 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、認定により、書類の確認をもつて、その者に対する身体検査とすることができる。

一 身体検査の各項目について基準に該当した者が身体検査を受けた日から一年以内に次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める試験の申請をした場合

イ 一等無人航空機操縦士試験(最大離陸重量二十五キログラム未満の回転翼航空機(ヘリコプター)、回転翼航空機(マルチローター)又は飛行機についての限定(以下「最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定」という。)をしないもの(当該限定の変更をされるものを含む。)に限る。)の身体検査に合格した場合 一等無人航空機操縦士試験及び二等無人航空機操縦士試験

ロ 一等無人航空機操縦士試験(最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。)又は二等無人航空機操縦士試験の身体検査に合格した場合 一等無人航空機操縦士試験(最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。)及び二等無人航空機操縦士試験

二 第六十一条の二の航空身体検査証明書の有効期間内に試験の申請をした場合

三 その他国土交通大臣が定める場合

(新設)

4 国土交通大臣は、身体検査を受ける者が別表第六に定める身体検査基準に該当するかどうかの判定に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めることができる。

(学科試験)

第二百三十六条の四十八 学科試験は、資格の区分ごとに国土交通大臣が定める科目について行う。

(新設)

(実地試験)

第二百三十六条の四十九 実地試験は、資格の区分ごとに国土交通大臣が定める科目について行う。

(新設)

2 実地試験は、無人航空機の種類についての限定に応じ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する無人航空機を使用して行う。

(試験合格の通知等)

第二百三十六条の五十 国土交通大臣は、試験に合格した者に対し、その者の申請があつたときは、試験合格証明書を交付する。

(新設)

2 国土交通大臣は、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、身体検査合格証明書を交付する。

3 国土交通大臣は、学科試験に合格した者に対し、学科試験合格証明書を交付する。

4 国土交通大臣は、実地試験に合格した者に対し、実地試験合格証明書を交付する。

(学科試験の省略)

第二百三十六条の五十一 一の試験について学科試験に合格した者が前条第三項の学科試験合格証明書を添えて第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、当該試験(学科試験)に合格した試験が一等無人航空機操縦士試験である場合にあつては、一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験、

(新設)

学科試験に合格した試験が二等無人航空機操縦士試験である場合にあつては、二等無人航空機操縦士試験）の学科試験は行わない。ただし、当該試験の開始期日前に学科試験に合格した日から起算して二年を経過する場合は、この限りでない。

2 現に有する資格以外の資格の技能証明、技能証明の限定の変更を申請する者に対する学科試験にあつては、申請により、既得の技能証明に係る学科試験と同一のものであつて国土交通大臣が同等又はそれ以上と認めたものについては、これを行わない。

（実地試験の省略）

第二百三十六条の五十二 現に有する資格以外の資格の技能証明、技能証明の限定の変更を申請する者に対する実地試験にあつては、申請により、既得の技能証明に係る実地試験の科目と同一のものであつて国土交通大臣が同等又はそれ以上と認めたものについては、これを行わない。

（新設）

（臨時身体検査等）

第二百三十六条の五十三 試験に合格した者が法第三十二条の四十六第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する者であり、又は技能証明を受けた者が法第三十二条の五十三第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由がある場合における法第三十二条の四十八第一項に規定する身体検査は、これらの規定に規定する処分の要件に関し専門的な知識を有すると国土交通大臣が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第三十二条の四十八第三項の国土交通省令で定める要件は、同条第二項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に関し専門的な知識を有する医師（認知症である者であり、又は認知症である者に該当することとなつたと疑う理由があるとして同項の規定により通知を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師）が作成した診断書であつて、試験

（新設）

に合格した者が法第三十二条の四十六第一項第一号又は第二号に該当する者でなく、又は技能証明を受けた者が法第三十二条の五十三第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（認知症である者であり、又は認知症である者に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第三十二条の四十八第二項の規定により通知を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

（登録講習機関の講習を修了した者に対する実地試験の免除）

第二百三十六条の五十四 法第三十二条の五十に規定する無人航空機講習（同条に規定する登録講習機関が行うものに限る。）を修了した者が当該登録講習機関の発行する修了証明書を添えて第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の実地試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して一年を経過する場合は、この限りではない。

<p>一等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関</p>	<p>一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験</p>
<p>二等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関</p>	<p>二等無人航空機操縦士試験</p>

（技能証明書の有効期間の更新のための身体適性基準）

第二百三十六条の五十五 法第三十二条の五十一第三項の国土交通省令で定める身体適性に関する基準は、別表第六の身体検査基準（色覚に係る部分を除く。）とする。

（新設）

（新設）

(無人航空機更新講習)

第二百三十六条の五十六 法第百三十二条の五十一第三項の無人航空機更新講習(同項に規定する登録更新講習機関が行うものに限る。以下「無人航空機更新講習」という。)は、次条第一項又は第二百三十六条の五十九第一項若しくは第二項の規定により技能証明の有効期間の更新の申請をする日以前三月以内に修了したものでなければならない。

(新設)

(技能証明の有効期間の更新)

第二百三十六条の五十七 法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日以前六月以内に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 第二十九号の様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書(申請日以前三月以内に医師又は登録更新講習機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。)、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書(申請日以前一年以内に第二百三十六条の四十七の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。)、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの
 - 二 無人航空機更新講習を修了したことを証明する書類
- 2 登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならない。かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

(技能証明の有効期間の起算日の変更)

第二百三十六条の五十八 二以上の種類についての限定をされた技能証

(新設)

明（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の種類についての限定をされた技能証明の有効期間が更新された場合における当該技能証明の有効期間の起算日のうち最も早く到来することとなる日を、これらの技能証明の有効期間の起算日とすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る技能証明書の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。

（技能証明の更新期間前の更新）

第二百三十六条の五十九 第二百三十六条の五十七第一項の規定にかかわらず、同項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該技能証明の有効期間の更新を申請することができる。

2 第二百三十六条の五十七第一項の規定にかかわらず、二以上の種類についての限定をされた技能証明を受けた者であつて、当該二以上の種類についての限定をされた技能証明のうち同項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第五項において「更新期間内証明」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の技能証明についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による更新期間前の更新の申請により技能証明の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。

4 第一項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、前項の規定により技能証明書が交付された日とする。

5 第二項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた技能証明

（新設）

及び更新期間内証明の有効期間の起算日は、第三項の規定により技能証明が交付された日とする。

(技能証明の限定の変更)

第二百三十六条の六十 法第百三十二条の五十二第一項の規定による技能証明の限定の変更を申請しようとする者は、技能証明限定変更申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二百三十六条の三十八第六項から第十項までの規定は、前項の申請について準用する。

(技能証明の取消し又は停止の基準)

第二百三十六条の六十一 国土交通大臣は、技能証明を受けた者が法第百三十二条の五十三第一号に該当するときは、次に掲げる基準に従い、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

一 法第百三十二条の五十三第一号に該当することとなつた場合(次の号の場合を除く。)

二 六月以内に法第百三十二条の五十三第一号に掲げる病気にかかつている者に該当しないこととなる見込みがある場合には、技能証明の効力を停止するものとする。

2 国土交通大臣は、技能証明を受けた者が法第百三十二条の五十三第二号に該当するときは、次に掲げる基準に従い、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

一 法第百三十二条の五十三第二号に該当することとなつた場合(次の号の場合を除く。)

二 次条第四項第三号に掲げる身体の障害が生じているが、法第百三十二条の四十四第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、六月以内に当該障害が無人航空機の安全な操縦に支障を及ぼすおそれなくなる見込みがある場合には、技能証明の効

(新設)

(新設)

力を停止するものとする。

3 国土交通大臣は、技能証明を受けた者が法第百三十二条の五十三第三号に該当するときは、次に掲げる基準に従い、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

一 法第百三十二条の五十三第三号に該当することとなつた場合（次の場合を除く。）には、技能証明を取り消すものとする。

二 六月以内に法第百三十二条の五十三第三号の中毒者に該当しないこととなる見込みがある場合には、技能証明の効力を停止するものとする。

4 国土交通大臣は、技能証明を受けた者が法第百三十二条の五十三第四号又は第五号のいずれかに該当するときは、国土交通大臣が定める基準に従い、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

（技能証明の取消し又は効力の停止の事由となる病気等）

第二百三十六条の六十二 法第百三十二条の五十三第一号イの国土交通省令で定める精神病は、統合失調症とする。

2 法第百三十二条の五十三第一号ロの国土交通省令で定める病気は、第二百三十六条の四十三第二項各号に掲げるものとする。

3 法第百三十二条の五十三第一号ハの国土交通省令で定める病気は、第二百三十六条の四十三第三項各号に掲げるものとする。

4 法第百三十二条の五十三第二号の国土交通省令で定める身体の障害は、次に掲げるとおりとする。

一 目が見えないもの

二 四肢の全部を失つたもの又は四肢の用を全廃したもの

三 前二号に掲げるもののほか、無人航空機の安全な操縦に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの（法第百三十二条の四十四第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く

（新設）

。

(技能証明の取消し等の通知)

第二百三十六条の六十三 国土交通大臣は、法第百三十二条の五十三の規定による処分をしたときは、その旨及び事由を当該処分を受けた無人航空機操縦者に通知する。

(新設)

(技能証明書失効再交付のための身体適性基準)

第二百三十六条の六十四 技能証明書が効力を失った場合における技能証明書の再交付を申請する者(以下「技能証明書失効再交付申請者」という。)は、第二百三十六条の五十五に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

(新設)

(技能証明書失効再交付講習)

第二百三十六条の六十五 技能証明書失効再交付申請者は、技能証明書の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習(以下「技能証明書失効再交付講習」という。)であつて国土交通大臣が定める基準に従つて登録更新講習機関が行うものの課程を、次条の規定により技能証明書の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。

(新設)

(技能証明書の失効再交付)

第二百三十六条の六十六 技能証明書失効再交付申請者は、技能証明再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 第二十九号の様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの
 - 二 技能証明失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類
- 2 登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合におい

ては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

(技能証明書の滅失等再交付)

第二百三十六条の六十七

無人航空機操縦者は、その有する技能証明書を滅失し、毀損し、又は住所若しくは氏名を変更したため再交付を申請しようとするときは、技能証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、写真一葉及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 技能証明書(滅失した場合を除く。)

二 第二百三十六条の三第二項第一号イ又はロに掲げる書類のいずれか(住所又は氏名を変更した場合に限る。)

三 失った事由及び日時(失った日から三十日以内に再交付を申請する場合に限る。)

3 国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、技能証明書を再交付する。

(技能証明書の返納)

第二百三十六条の六十八

無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、速やかに、その事由を記載した書面を添えて、その有する技能証明書(第四号の場合には、発見した技能証明書)を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 法第三百三十二条の五十一第二項の規定による技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われたとき。

二 法第三百三十二条の五十三の規定により技能証明を取り消されたとき。

三 前二号のほか、技能証明の効力が失われたとき。

四 前条第三項の規定により技能証明書の再交付を受けた後又は第二

(新設)

(新設)

百三十八条の規定により届出をした後、失った技能証明書を発見したとき。

2 無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 現に有する資格以外の資格の技能証明を受けたとき、又は限定がなされた技能証明を受けた者が同一の資格についての限定の変更がなされた技能証明を受けたとき。

二 第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明書の有効期間の更新を行うとき。

三 第二百三十六条の五十八第二項又は第二百三十六条の五十九第三項の規定により技能証明書の交付を受けるとき。

3 無人航空機操縦者が死亡し、又は失踪の宣言を受けたときは、技能証明書を保管する者は、第一項の手続をしなければならない。

(無効の公表)

第二百三十六条の六十九 国土交通大臣は、技能証明書について第二百三十八条の失った旨の届出があつたとき、第二百三十六条の六十七の再交付の申請(失つたことによるものに限る。)があつたとき又は前条(第一項第四号を除く。)の規定により返納しなければならない場合に返納されなかつたときは、その無効であることをインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

第四節 無人航空機の飛行

(立入管理措置)

第二百三十六条の七十 法第百三十二条の八十五第一項の国土交通省令で定める措置は、補助者の配置、立入りを制限する区画の設定その他の適切な措置とする。

(新設)

第二節 無人航空機の飛行

(新設)

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条の七十一 法第百三十二条の八十五第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

2 一四 (略)

第二百三十六条の七十二 法第百三十二条の八十五第二項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区(地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)とする。

(国土交通省令で定める総重量)

第二百三十六条の七十三 法第百三十二条の八十五第二項及び第三項並びに法第百三十二条の八十六第三項及び第四項の国土交通省令で定める総重量は、二十五キログラムとする。

(飛行禁止空域における飛行の許可)

第二百三十六条の七十四 法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
二 無人航空機の登録記号(第二百三十六条第一項の試験飛行を行う場合にあっては、同条第三項の届出番号。以下同じ。)

三 飛行の目的、日時、経路及び高度

四 飛行禁止空域を飛行させる理由

五 無人航空機の機体認証書番号(法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項)

六 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号(

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条の十二 法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

2 一四 (略)

第二百三十六条の十三 法第百三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区(地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)とする。

(新設)

(新設)

法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項)

七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八 飛行させる飛行禁止空域に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項(法第百三十二条の八十五第二項の許可を受けようとする場合に限る。)

九 その他参考となる事項

(安全を確保するために必要な措置)

第百三十六条の七十五 法第百三十二条の八十五第三項及び法第百三十二条の八十六第四項の国土交通省令で定める措置は、無人航空機を安全に飛行させるために必要な事項を記載した規程の作成及び当該規程の遵守とする。

2 前項の規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一 使用する無人航空機の定期的な点検及び整備に関する事項

二 無人航空機を飛行させる者の技能の維持に関する事項

三 当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることの確認に関する事項

四 無人航空機を飛行させる者及び補助者の役割分担その他無人航空機の飛行に係る安全管理体制に関する事項

五 無人航空機の事故等が発生した場合における連絡体制の整備その他必要な措置に関する事項

六 その他飛行の特性に応じた措置に関する事項

(法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行)

第百三十六条の七十六 法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土

(新設)

(法第百三十二条第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行)

第百三十六条の七十四 法第百三十二条第二項第一号の国土交通省令で

交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

一～四 (略)

(削る)

(飛行の方法)

第二百三十六条の七十七 法第百三十二条の八十六第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 (略)

第二百三十六条の七十八 法第百三十二条の八十六第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

一～四 (略)

(飛行禁止空域における飛行の許可)

第二百三十六条の十五 法第百三十二条第二項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
二 無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項

三 飛行の目的、日時、経路及び高度

四 飛行禁止空域を飛行させる理由

五 無人航空機の機能及び性能に関する事項

六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八 その他参考となる事項

(飛行の方法)

第二百三十六条の十六 法第百三十二条の二第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 (略)

第二百三十六条の十七 法第百三十二条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

第二百三十六條の七十九 法第百三十二條の八十六第二項第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六條の八十 第九十四條第一項の規定は、法第百三十二條の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四條第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二條の八十六第二項第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六條の八十一 法第百三十二條の八十六第三項又は第五項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 無人航空機の登録記号
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 法第百三十二條の八十六第二項各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由
- 五 無人航空機の機体認証書番号（法第百三十二條の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項）
- 六 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（法第百三十二條の八十六第五項第二号の承認を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項）
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に

第二百三十六條の十八 法第百三十二條の二第一項第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六條の十九 第九十四條第一項の規定は、法第百三十二條の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四條第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二條の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(新設)

関する事項

- 八 飛行の方法に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項（法第百三十二条の八十六第三項の承認を受けようとする場合に限る。）
- 九 その他参考となる事項

（法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）

第百三十六条の八十二 法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第百三十六条の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

（削る）

（法第百三十二条の二第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行）

第百三十六条の二十 法第百三十二条の二第二項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項第八号及び第九号に掲げる方法による飛行であつて、第百三十六条の十四第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第百三十六条の二十一 法第百三十二条の二第二項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 その他参考となる事項

(無人航空機の飛行計画等)

第二百三十六条の八十三 法第百三十二条の八十八第一項本文の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 無人航空機の登録記号及び種類
 - 二 無人航空機の型式(型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。以下同じ。)
 - 三 無人航空機を飛行させる者の氏名
 - 四 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号(無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。以下同じ。)
 - 五 許可又は承認(法第百三十二条の八十五第二項若しくは第四項第二号の許可又は法第百三十二条の八十六第三項若しくは第五項第二号の承認をいう。以下同じ。)の番号(許可又は承認を受けている場合に限る。)
 - 六 飛行の目的、高度及び速度
 - 七 飛行させる飛行禁止空域及び飛行の方法
 - 八 出発地
 - 九 目的地
 - 十 目的地に到着するまでの所要時間
 - 十一 立入管理措置の有無及びその内容
 - 十二 無人航空機の事故等により支払うことのある損害賠償のための保険契約の有無及びその内容
 - 十三 その他参考となる事項
- 2 法第百三十二条の八十八第一項の規定による通報は、電磁的方法により行うものとする。
- 3 法第百三十二条の八十八第一項の規定により通報した飛行計画を変更する場合には、第一項各号に掲げる事項のうち、無人航空機の登録記号及び変更しようとする事項を通報すれば足りる。
- 4 法第百三十二条の八十八第一項ただし書の規定により特定飛行を開始した後に飛行計画を通報する場合は、当該特定飛行の開始後速やか

(新設)

に通報しなければならない。

5 法第百三十二条の八十八第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、飛行計画に係るシステムに障害が発生したことにより、飛行を開始するまでの間において飛行計画を通報する手段のない場合とする。

(飛行日誌)

第二百三十六条の八十四 法第百三十二条の八十九第一項の規定により

無人航空機を飛行させる者が備えなければならない飛行日誌は、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録とする。

2 法第百三十二条の八十九第二項の規定により飛行日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 飛行記録

イ 無人航空機の登録記号、種類及び型式

ロ 無人航空機の型式認証書番号（型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。）

ハ 機体認証の区分及び機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。）

ニ 無人航空機の製造者及び製造番号

ホ 無人航空機の飛行に関する次の記録

(1) 飛行年月日

(2) 飛行させた者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号

(3) 飛行の目的及び経路

(4) 飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法

(5) 離陸場所及び離陸時刻

(6) 着陸場所及び着陸時刻

(7) 飛行時間

(8) 製造後の総飛行時間

(9) 飛行の安全に影響のあつた事項の有無及びその内容

へ 不具合及びその対応に関する次の記録

(新設)

- (1) 不具合の発生年月日及びその内容
- (2) 対応を行った年月日及びその内容並びに確認を行った者の氏名

二 日常点検記録

イ 前号イからニまでに掲げる事項

ロ 日常点検に関する次の記録

- (1) 実施の年月日及び場所
- (2) 実施者の氏名
- (3) 点検項目ごとの日常点検の結果
- (4) その他特記事項

三 点検整備記録

イ 第一号イからニまでに掲げる事項

ロ 点検、修理、改造又は整備に関する次の記録

- (1) 実施の年月日及び場所
- (2) 実施者の氏名
- (3) 点検、修理、改造及び整備の内容（部品を交換した場合にあつては、当該交換部品名を含む。）
- (4) 実施の理由
- (5) 最近の機体認証後の総飛行時間
- (6) その他特記事項

（無人航空機の事故に関する報告）

第二百三十六条の八十五 法第百三十二条の九十第二項の国土交通省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその名称
- 二 無人航空機を飛行させた者の住所（所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその所在地。第二百三十六条の八十七第二号において同じ。）

三 無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号

（新設）

四 許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号（許可又は承認を受けている場合に限る。第二百三十六条の八十七第五号において同じ。）

五 無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号

六 無人航空機の機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。第二百三十六条の八十七第七号において同じ。）

七 無人航空機の使用者の氏名又は名称

八 出発地及び到着予定地

九 飛行の目的及び概要

十 事故の概要

十一 人の死傷又は物件の損壊概要

十二 無人航空機の損壊概要（無人航空機が損壊した場合に限る。第二百三十六条の八十七第十三号において同じ。）

十三 その他参考となる事項

（無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第二百三十六条の八十六 法第百三十二条の九十一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 無人航空機による人の負傷（法第百三十二条の九十第一項第一号に掲げる人の死傷を除く。次条第十二号において同じ。）

二 無人航空機の制御が不能となつた事態

三 無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る。）

第二百三十六条の八十七 法第百三十二条の九十一の規定により、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

一 無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその名称

二 無人航空機を飛行させた者の住所

（新設）

（新設）

- 三 無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
- 四 報告に係る事態が発生した日時及び場所
- 五 許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号
- 六 無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号
- 七 無人航空機の機体認証書番号
- 八 無人航空機の使用者の氏名又は名称
- 九 出発地及び到着予定地
- 十 飛行の目的及び概要
- 十一 報告に係る事態の概要
- 十二 人の負傷の概要（前条第一号に掲げる事態の場合に限る。）
- 十三 無人航空機の損壊概要
- 十四 その他参考となる事項

（搜索又は救助のための特例）

第二百三十六條の八十八 法第百三十二條の九十二の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により搜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六條の八十九 法第百三十二條の九十二の国土交通省令で定める目的は、搜索又は救助とする。

（届出）

第二百三十八條 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあっては十日以内に、航空従事者若しくは操縦練習生又は無人航空機操縦者技能証明を受けた者が技能証明書若しくは航空身体検査証明書、航空機操縦練習許可書又は無人航空機操縦者技能証明書を失つた場合にあっては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前まで

（搜索又は救助のための特例）

第二百三十六條の二十二 法第百三十二條の三の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により搜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六條の二十三 法第百三十二條の三の国土交通省令で定める目的は、搜索又は救助とする。

（届出）

第二百三十八條 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあっては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合にあっては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表中欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記し

に)、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一〇十一 (略)	(略)	(略)
十二 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者	氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合	変更があった期日
十三 無人航空機操縦者技能証明を申請した者(第二三三六条の六十第二項において準用する場合を含む。)	氏名、住所、電話番号又は電子メールアドレスに変更があった場合	変更があった期日
十四 無人航空機操縦者技能証明を受けた者	無人航空機操縦者技能証明書を失った場合(三十日以内に第二三三六条の六十七第一項の規定により、再交付を申請する場合を除く。)	失った事由及び日時 一 代理人を変更した期日 二 代理人の権限を証する書面

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一〇十一 (略)	(略)	(略)
十二 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者	氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合	変更があった期日

(指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信)

第二百三十九条の十二 国土交通大臣は、法第百三十五条第一項の規定による手数料の納付をしようとする者から、当該手数料の納付に際し、法第百三十五条の二第一項の規定による申出があつたときは、納付すべき手数料の額その他必要な納付情報を、当該手数料を納付しようとする者又は指定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。

2 (略)

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 四十の二 (略)

四十の三 法第百三十二条の八十五第二項の規定による許可(立入管理措置を講じた上で無人航空機を飛行させる場合に限る。)

四十の四 法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可

四十の五 法第百三十二条の八十六第三項の規定による承認(立入管理措置を講じた上で無人航空機を飛行させる場合に限る。)

四十の六 法第百三十二条の八十六第五項第二号の規定による承認

四十一 六十五 (略)

2 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外

(指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信)

第二百三十九条の十二 国土交通大臣は、法第百三十五条の規定による手数料の納付をしようとする者から、当該手数料の納付に際し、法第百三十五条の二第一項の規定による申出があつたときは、納付すべき手数料の額その他必要な納付情報を、当該手数料を納付しようとする者又は指定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。

2 (略)

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 四十の二 (略)

(新設)

四十の三 法第百三十二条第二項第二号の規定による許可

(新設)

四十の四 法第百三十二条の二第二項第二号の規定による承認

四十一 六十五 (略)

2 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外

に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十七号コ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の三及び第四十号の四の権限（法第百三十二条の八十五第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、前条第一項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号及び第六十四号の二の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3 (略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一 (略)	(略)
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機</p>	<p>当該許可、承認又は届出を必要とする行為を行うおとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十七号コ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の三の権限（法第百三十二条第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、前条第一項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号及び第六十四号の二の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3 (略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一 (略)	(略)
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機</p>	<p>当該許可、承認又は届出を必要とする行為を行うおとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行をおうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行をおうとする航空機に係るものを除く。）、同項第四十号の権限、同項第四十号の三及び第四十号の四の権限（法第二百三十二条の八十五第一項第二号の空域における飛行に係る

に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行をおうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行をおうとする航空機に係るものを除く。）、同項第四十号の権限、同項第四十号の三の権限（法第二百三十二条第一項第二号の空域における飛行に係るものに限る。）、第二百四

<p>ものに限る。)、第二百四十条第一項第四十号の五及び第四十号の六の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)並びに同項第六十四号、第六十四号の三、第六十四号の四及び第六十四号の五の権限</p>	<p>三〇七 (略)</p>	<p>八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運</p>
	<p>(略)</p>	<p>当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長</p>

<p>十条第一項第四十号の四の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)並びに同項第六十四号、第六十四号の三、第六十四号の四及び第六十四号の五の権限</p>	<p>三〇七 (略)</p>	<p>八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運</p>
	<p>(略)</p>	<p>当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長</p>

<p>九〇十一 (略)</p>	<p>送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第四十号の三及び第四十号の四の権限(法第百三十二条の八十五第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。)、第二百四十条第一項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。)並びに同項第四十三号の権限</p>
<p>(略)</p>	

<p>九〇十一 (略)</p>	<p>送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第四十号の三の権限(法第百三十二条第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。)、第二百四十条第一項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。)並びに同項第四十三号の権限</p>
<p>(略)</p>	

(申請等の經由)

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第七十六条、法第七十六条の二、法第三百三十二条の八、第十五第二項及び第四項第二号並びに法第三百三十二条の八、六第三項及び第五項第二号並びにこれらの規定に係るこの省令の規定、第二百三十六條第二項及び第二百三十六條の六第三項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三〇五 (略)	

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第三百三十二条の八十五第	最寄りの空港事務所長又は空港

(申請等の經由)

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第七十六条、法第七十六条の二、法第三百三十二条第二項第二号及び法第三百三十二条の二第二項第二号並びにこれらの規定に係るこの省令の規定、第二百三十六條第二項及び第二百三十六條の六第三項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三〇五 (略)	

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第三百三十二条第二項第二	最寄りの空港事務所長又は空港

二項及び第四項第二号並びに法第百三十四条の三第二項の規定による申請等	出張所長
------------------------------------	------

3・4 (略)

別表第六(第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係)

検査項目	視力	色覚	聴力	運動能力
一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。)及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体検査基準	視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。	赤色、青色及び黄色の識別ができること。	両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。	一 第二百三十六条の六十二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害がないこと。 二 一に定めるもののほか、無人航空機の安全な飛行に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第百三

号及び法第百三十四条の三第二項の規定による申請等	出張所長
--------------------------	------

3・4 (略)

(新設)

十二条の四十四の規定による条件を付すことにより、無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

備考 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査にあつては、国際民間航空条約の附属書一第百七十七改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合すること。

第29号の5様式（第236条の14関係）（日本産業規格A5）

使用条件等指定書	
無人航空機の型式	
無人航空機の登録記号	
無人航空機の製造番号	
認証の区分	
無人航空機の種類	
機体記号番号	
上記の無人航空機の使用条件等を航空法第130条の13第3項の規定により下記のとおり指定する。	
記	
使用の条件	
国土交通大臣	

（新設）

第29号の6様式（第236条の16関係）（日本産業規格A5）

（新設）

機体認証番号			
国土交通省 機体認証番号			
登録記号	型式	登録者名	製造番号
認証の区分			
<p>この認証番号、航空法（昭和7年法律第231号）の規定に依り交付するもので、上記の無人航空機は、上記の法律及び指定した使用の条件に従って、これを整備し、及び使用するときは、機体認証の効力を有するものとする。</p> <p>発行年月日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣</p>			
機体認証有効期間	年	月	日から
			年
			月
			日まで
備考			

第29号の7様式（第236条の26関係）（日本産業規格A4）

（新設）

国土交通省 型式認証書 第 号	
1	輸入者名簿の番号
2	輸入者名簿の頁次
3	国産品区分
4	発行者又は輸入者
5	発行者又は輸入者事務所の所在地
6	製造者又は輸入者
7	製造者又は輸入者事務所の所在地
8	備考
9	上記の輸入者名簿は、省令第17号(国土交通省令第31号)第132条の16第3項の安全基準及び同一生産品に適合する型式であることを認証する。
国土交通大臣 発行年月日 年 月 日	

第29号の8様式 (第236条の38関係) (日本産業規格A4)

(新設)

3,183ミリメートル

(表)

無人航空機操縦者技能証明書 Unmanned Aircraft Remote Pilot Certificate

交付日/発給日
Date of Issue/Date of Registration

氏名
Name

生年月日
Date of Birth

住所
Address

条件等
Conditions

区分 Classifi- cation	年月日 Date	限定事項 Ratings and Limitations	区分 Classifi- cation	年月日 Date	限定事項 Ratings and Limitations

第 号
Date of Expiration
未で有効

写真

国土交通大臣 印
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

3,183ミリメートル

85,598ミリメートル

3,183ミリメートル

(裏)

備考 Remarks

備考 Remarks

注釈 Notes

**区分
Classification**

一等：一等無人航空機操縦士 Unmanned Aircraft Remote Pilot CLASS I
二等：二等無人航空機操縦士 Unmanned Aircraft Remote Pilot CLASS II

**飛行機：飛行機
Aeroplane**

マルチ：回転翼航空機（マルチローター）
Rotorcraft (Multicopter)

**飛行機：飛行機
Aeroplane**

ヘリ：回転翼航空機（ヘリコプター）
Rotorcraft (Helicopter)

**昼間：昼間飛行
Daytime Flight**

25 kg：最大離陸重量25kg未満
Maximum takeoff weight less than 25kg

**目視内：目視内飛行
VLOS (Visual Line of Sight) Operations**

**限定事項
Ratings
and
Limitations**

83,975ミリメートル

85,598ミリメートル

第29号の10様式（第236条の57関係、第236条の66関係）（日本産業規格 A4）

しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の整備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

(1) ～ (15) (略)

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の整備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(17) 指定試験機関

(18) 登録講習機関

(19) 登録更新講習機関

(20) (略)

2～4 (略)

(立入検査の拒否等の罪)
第158条 (略)

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)
Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under a

しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

(1) ～ (15) (略)

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(新設)

(新設)

(新設)

(17) (略)

2～4 (略)

(立入検査の拒否等の罪)
第158条 (略)

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)
Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under a

ny of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its items, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, preventing harmful acts, own, use, operation, design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of unmanned aircraft, design, manufacturing, maintenance or alteration of equipment or parts of unmanned aircraft, training of unmanned aircraft remote pilots or determination of knowledge and capability of unmanned aircraft remote pilots or air transport agency business.

(i)～(xv) (略)

(xvi) Any person who owns, uses, operates, designs, manufactures, maintains, alternates or inspects unmanned aircraft or who designs, manufactures, maintains or alternates equipment or parts of unmanned aircraft

t

(xvii) Any designated unmanned aircraft remote pilot certificate testing agencies

(xviii) Any registered unmanned aircraft remote pilot training organizations

(xix) Any registered unmanned aircraft remote pilot renewal training organizations

(xx) (略)

(2)～(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

ny of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its items, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, preventing harmful acts, own, use, operation, design, manufacturing, maintenance or alteration of unmanned aircraft or air transport agency business.

(i)～(xv) (略)

(xvi) Any person who owns, uses, operates, designs, manufactures, maintains or alternates unmanned aircraft

(新設)

(新設)

(新設)

(xvii) (略)

(2)～(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

n)	n)
(略)	(略)
(略)	(略)

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

第二条 運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める重大なもの)</p> <p>第一条 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。)</p> <p>第二条第一項第二号の国土交通省令で定める重大なもの、次に掲げるものとする。</p> <p>一 無人航空機による人の死傷</p> <p>二 無人航空機による物件の損壊であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 現に人がいる建造物又は車両、船舶等の移動施設の破壊</p> <p>ロ 当該損壊(イに掲げるものを除く。)により、電気供給施設、電気通信施設、交通施設(車両、船舶等の移動施設を含む。)、教育施設、医療施設、官公庁施設その他の公益的施設の運営に支障が生じたもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、特に異例と認められるもの</p> <p>三 航空機との衝突又は接触</p> <p>(法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態)</p> <p>第二条 法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 無人航空機を飛行させる者が飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めた事態</p> <p>四 航空法施行規則第二百三十六条の八十六各号に掲げる事態であつて、特に異例と認められるもの</p> <p>第三条～第五条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。)</p> <p>第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第二条～第四条 (略)</p>

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第 3 号様式 (第 5 条関係)

(裏)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

(裏)

航空法抜粋

航空法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

(報告徴収及び立入検査)

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要
があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等
の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若
しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しく
は航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航
空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無
人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計
、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しく
は部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の
講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関し
報告を求めることができる。

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要
があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等
の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若
しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しく
は航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航
空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無
人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計
、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を
求めることができる。

(1) ～ (15) (略)

(1) ～ (15) (略)

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、
無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をす
る者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造
、整備若しくは改造をする者

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又
は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(17) 指定試験機関

(新設)

(18) 登録講習機関

(新設)

(19) 登録更新講習機関

(新設)

(20) (略)

(17) (略)

2 ～ 4 (略)

2 ～ 4 (略)

(立入検査の拒否等の罪)

(立入検査の拒否等の罪)

第158条 (略)

(略)

第7号様式 (附則第7条関係)

(裏)

航空法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有者若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

(1) ～ (15) (略)

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(17) 指定試験機関

(18) 登録講習機関

(19) 登録更新講習機関

(20) (略)

第158条 (略)

(略)

第7号様式 (附則第7条関係)

(裏)

航空法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有者若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

(1) ～ (15) (略)

(16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(新設)

(新設)

(新設)

(17) (略)

<p>2～4 (略) (立入検査の拒否等の罪) 第158条 (略) (略)</p>	<p>2～4 (略) (立入検査の拒否等の罪) 第158条 (略) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正前の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票とみなす。